

# 令和6年度三田市徴収計画

## 1 計画の目的

- ・ 本計画は、三田市債権管理条例に基づき市の債権管理の一層の適正を図り、全庁一体となった取組みを進めるため、適正な債権管理と滞納の未然防止、債権回収の強化等、未収額の縮減に向けた取組みを着実に進めていくことを目的として策定しています。
- ・ 本年度においても、債権の所管課長で構成される市公金収納対策委員会において、①全体の方針と計画、②債権回収の状況把握、③所管債権の進捗確認や課題解決の方策を協議し、市債権の適正な管理を徹底し未収額の縮減に取り組みます。
- ・ 以上の取組みを計画的に進めていくため、昨年度の評価を行ったうえで、債権管理条例第5条に基づき徴収計画を策定し、当該計画を着実に実行して本市全体の歳入確保の強化と適正化を推進します。

## 2 取組状況

地方自治体の基盤である財源の根幹をなす市税等の歳入確保は極めて重要であり、市民負担の公平性、財源基盤の観点からも収納向上対策を厳正に実施していく必要があります。

そのためにはここ数年の傾向を分析し、確実な評価を行いながら、その年々の対策を市全体の方針と債権別の方針を立てて、具体的に取り組んでいくことが大切です。

[対象となる債権区分と債権]	
公債権/強制徴収債権 (以下、A債権という。)	市税(市民税、固定資産税等)、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、公共下水道事業受益者負担金 等
公債権/非強制徴収債権 (以下、B債権という。)	し尿処理手数料、生活保護費返還(徴収)金保護法63条分、生活排水処理施設使用料、児童手当返還金 等
私債権/非強制徴収債権 (以下、C債権という。)	市営住宅使用料・駐車場使用料、学校給食費実費徴収金、市民病院診療費一部負担金、水道料金 等

### (1) 収納率等の推移(3か年比較)

		R3	R4	R5
現年度分	収納率	99.4%	99.3%	99.3%
	未収金	179百万円	191百万円	190百万円
滞納繰越分	収納率	34.4%	27.5%	28.0%
	滞納繰越額	1,091百万円	821百万円	750百万円

#### [現年度分]

収納率は、令和3年度99.4%、令和4年度・5年度99.3%で推移し高い収納率を維持しています。未収金は、令和3年度179百万円、令和4年度・5年度190百万円程度で推移しています。

#### [滞納繰越分]

収納率は、令和3年度はコロナ特例による徴収猶予分の納付があり34.4%となっていますが、令和4年度27.5%、令和5年度28.0%で推移しています。滞納繰越額は令和3年度1,091百万円、令和4年度821百万円、令和5年度750百万円と圧縮が進んでいます。

## <債権別の推移>

### A債権

		R3	R4	R5
現年度分	収納率	99.4%	99.3%	99.4%
	未収金	141,709千円	165,839千円	155,430千円
滞納繰越分	収納率	34.0%	26.1%	27.3%
	滞納繰越額	987,749千円	729,548千円	669,784千円
	滞納繰越額の増減（前年度比）		△258,201千円	△59,764千円

### B債権

		R3	R4	R5
現年度分	収納率	98.7%	99.1%	98.9%
	未収金	1,471千円	996千円	1,164千円
滞納繰越分	収納率	11.9%	12.8%	10.1%
	滞納繰越額	15,232千円	14,745千円	13,565千円
	滞納繰越額の増減（前年度比）		△487千円	△1,180千円

### C債権

		R3	R4	R5
現年度分	収納率	99.1%	99.4%	99.2%
	未収金	36,183千円	24,716千円	34,210千円
滞納繰越分	収納率	43.6%	43.6%	38.5%
	滞納繰越額	88,236千円	77,608千円	67,213千円
	滞納繰越額の増減（前年度比）		△10,628千円	△10,395千円

## (2) 令和5年度取組み

円安等の影響による物価高が止まらず依然厳しい経済状況が続いていますが、令和5年度の現年の目標収納率は、A債権は令和4年度の目標収納率と同じ99.5%としB C債権は令和4年度の実績収納率に0.1%をプラスしました。滞納繰越は令和4年度と同率とし、目標達成に向けた取組を実施しました。

### <令和5年度目標収納率>

債権	現年	滞納繰越
A債権	99.5%	30.0%
B債権	99.2%	30.0%
C債権	99.5%	50.0%

## (3) 令和5年度取組みの評価

### 【現年度分】

収納率全体では、前年度と同率の99.3%でした。各債権とも、これまでどおり早期納付勧奨に努めており、若干、目標収納率には届かなかった債権があるものの全体としては高い収納率となりました。各債権の実績は右表のとおりです。

### <令和5年度実績収納率>

債権	目標	実績
A債権	99.5%	99.4%
B債権	99.2%	98.9%
C債権	99.5%	99.2%
全体		99.3%

### 【滞納繰越分（翌年度に繰越された未収債権）】

- ① A債権は27.3%と前年度比1.2%増加しました。滞納処分等の取組みが進み、前年度を上回る収納率となりました。
- ② B債権は10.1%と前年度比2.7%減少しましたが、相続放棄債権等の不良債権を不納欠損処理し、次年度の滞納繰越額を圧縮しています。
- ③ C債権は38.5%と前年度比5.1%減少しました。収納率が低下している債権は、債務者とのコンタクトが取れないなど納付指導が十分に行えませんでした。今後、納付指導の強化が必要です。
- ④ 税以外の徴収困難な債権について、保育所保護者負担金、生活保護費返還金、奨学金の重点債権を絞り込み「債権回収チーム」を編成し取組みを強化しました。C債権については訴訟手続移行予告通知兼催告書の送付や分納誓約の取得、A債権では財産調査を実施し債権差押を実施しました。また、BC債権では相続放棄などの理由により不良化した債権については不納欠損による滞納整理を行いました。

＜令和5年度実績収納率＞

債権	目標	実績
A債権	30.0%	27.3%
B債権	30.0%	10.1%
C債権	50.0%	38.5%
全体		28.0%

## 3 令和6年度の取組方針

### (1) 目標収納率

円安等の影響を受けエネルギー価格・物価高騰の影響により、依然厳しい経済状況が続いていますが、ABC債権の現年、滞納繰越とも令和5年度の実績が目標値に達しなかったことから令和6年度も継続した目標収納率とします。

ただし、個々の債権で前年度収納率が令和6年度の目標収納率を上回っている場合は、その数値以上の収納率を目標とします。

債権区分	令和5年度収納率				令和6年度目標収納率	
	現年		滞納繰越		現年	滞納繰越
	目標	実績	目標	実績		
A債権	99.5%	99.4%	30.0%	27.3%	99.5%	30.0%
B債権	99.2%	98.9%	30.0%	10.1%	99.2%	30.0%
C債権	99.5%	99.2%	50.0%	38.5%	99.5%	50.0%

### (2) 現年債権回収の取組み

#### ① 期限内納付の促進

新規未収案件は可能な限り早期・集中的に電話・文書等で納付勧奨することで早期完納を目指します。

#### ② 納付指導の強化、納付相談の充実

##### ア 文書催告・電話催告、納付相談の強化

文書催告、電話催告、納付相談を計画的かつ確実に実施することで早期完納を目指します。また、新たに取り組む自動音声電話による夜間・休日を中心とした電話催告などにより納税者の実態に即した対応を強化します。

##### イ 出納整理期間の取組み強化

出納閉鎖までの期間、文書・電話催告などの取組みを強化します。

### (3) 滞納繰越債権回収の取組み

- ① 滞納者の返済能力の確実な把握  
分納不履行者を中心に滞納者の返済能力把握を強化します。
- ② 強制徴収債権の滞納処分の強化  
返済能力が有りながら、納付に応じない滞納者には、A債権は給与・預貯金中心に差押えを積極的に実施します。
- ③ 非強制徴収債権の支払督促申立ての強化  
市で作成した「支払督促申立の基準」及び「B・C債権の回収の流れ」マニュアルに基づき、積極的に支払督促申立等の手続きを実施します。
- ④ 不良債権の確実な整理  
返済能力が認められず回収を見込めない不良債権について、A債権については執行停止、B・C債権については徴収停止や債権放棄を行います。

## 4 重点的な取組み

### (1) 「債権回収チーム」編成による債権回収の取組み【継続】

令和6年度は、税以外のA債権所管課と収納対策課の「債権回収チーム」を編成して、財産調査や滞納処分、執行停止等の手続きを連携強化し、徴収困難な債権の解消に向けて取組みます。

### (2) 市役所のスマート化に向けた取組み【拡充】

スマートフォンなどからのオンライン申請による納付書の再発行サービスにより利便性の向上を図るとともに、預貯金照会及び登記事務の電子化などの取組みにより滞納者の財産調査を強化します。

さらに令和6年度から自動音声電話による市税等の納付忘れの案内や令和7年1月に予定する「Web口座振替申込受付サービス」の開始に合わせた啓発により期限内納付の促進を図ります。

### (3) 納付チャンネルの拡充に向けた取組み【拡充】

大手金融機関を中心に、窓口業務の効率化などから、三田市の公金収納代理業務の取りやめや窓口を縮小する状況となっています。

一方、令和5年度から固定資産税、軽自動車税について、「地方税共通納税システムのQRコード(eL-QR)」を活用し、スマートフォンなどからのキャッシュレス払いができるほか、eL-QRが掲載された納付書であれば、全国の金融機関での納付が可能となるなど納付チャンネルの拡大を図りました。地方税共通納税システムでは、今後、税以外の公金についても取り扱いを拡大する予定であることから、国のシステム標準化の状況も踏まえ、取り扱い可能な債権について整備していきます。

さらに、現在は、納付忘れなどにより納期限後に納付しようとする場合に、手持ちの納付書で簡単に支払うことは難しく納付書の再発行が必要となります。これは督促手数料が発生することから納付書の利用期間を制限していることが一因です。納付チャンネルの拡充に伴い、今後、督促手数料のあり方についても他市の状況なども踏まえ見直しに向けた検討を進めていきます。